

千歳市市民評価会議設置要綱

(設置)

第1条 市の施策及び事業について、市民の視点に立ち評価を行うことにより、評価の客観性及び透明性を確保し、もって効率的な行政運営を推進するため、千歳市市民評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価会議は、市の施策及び事業の評価に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 評価会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 学識経験者

(2) 住民の意見を代表する者

(3) その他市長が特に必要と認める者

3 評価会議には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 評価会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、評価会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 評価会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 評価会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に評価会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 評価会議は公開する。ただし、公開することにより評価会議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合その他相当の理由があると会長が認めた場合は、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、千歳市企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日市長決裁)

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。